

徳山駅周辺官民連携管理運営事業に係るプロポーザル質問への回答(企画提案書・参考見積書)

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 項 | 目 | 質問項目 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------------------|----|-----|-----|---|----------------|---|---|
| 1 | 公募型プロポーザル実施要領 | 9 | 6 | (1) | | 提出書類 | 任意様式の見積書は本事業における「業務に要する費用(提案上限額)」の内訳として、再委託業務の見積額の記載も必須という認識で宜しいでしょうか。 | 見積書の内訳は必要ありません。各費用の内訳は、提出された事業計画書の「13. 各年度ごとの施設管理及び事業運営経費の収支計画書」を参考にします。 |
| 2 | 公募型プロポーザル実施要領 | 12 | 8.3 | (2) | | 実施場所 | 非対面のWEB会議形式を行う場合、ご判断の時期はいつになりますでしょうか。 | ヒアリングは対面式で行うことを原則とします。 緊急事態宣言等により、行動制限が求められた場合等に、WEB会議形式での開催について検討します。 |
| 3 | 公募型プロポーザル実施要領 | 12 | 8.3 | (2) | | 追加資料 | 追加資料について、提出のタイミングはヒアリング実施時であることは相違ないでしょうか。また評価は企画提案書のみではなく追加資料を含めたプレゼンテーションによって評価されるという認識で宜しいでしょうか。 | ヒアリング時の追加資料の提出は、ヒアリング実施時で構いません。 ヒアリングは、提出された参加表明書、指定管理者指定申請書、事業計画書、添付書類および企画提案書を使用して行うことを基本としますが、追加資料を用いた説明も認めます。 それらについて、評価委員会において総合的に評価します。 |
| 4 | 公募型プロポーザル実施要領 | 12 | 8.3 | (2) | | 追加資料 | 追加資料について、ヒアリング実施時に紙媒体で配布した場合、ヒアリング実施後に回収は認められるでしょうか。 | ヒアリング時に配付した追加資料の回収は可とします。 |
| 5 | 周南市営路外駐車場指定管理業務仕様書 | 7 | 3.4 | (3) | | 市が負担する費用 | 共通駐車サービス券について、事業計画書等の質問では、徳山商店連合協同組合が発行している駐車サービス券を、各店舗が配布すると回答がありました。精算機に投入した当該サービス券は、徳山商店連合協同組合に返却するのでしょうか？流れがよくわからないので、教えてください。 | 以下の流れになります。 (1) 指定管理者が精算機に投入されたサービス券を回収し、徳山商店連合協同組合に返却 (2) 徳山商店連合協同組合が指定管理者に回収数に応じた料金(利用料金収入)を支払う (3) 市が徳山商店連合協同組合に回収数に応じた手数料を支払う |
| 6 | 周南市営路外駐車場指定管理業務仕様書 | 10 | 4.5 | (1) | ア | 各設備の保守管理 | 事業計画書等の質問では、点検報告書(点検項目)の回答がありませんでしたが、「周南市徳山駅前広場等指定管理業務仕様書」には、設置機器の詳細や点検項目についての業務内容が記載されています。駐車場部分だけ業務内容の記載(回答)がないことはおかしいので、改めて項目及び回数等の業務内容について、教えてください。 | 各駐車場設備の点検箇所及び点検回数等については、別添3「周南市営路外駐車場指定管理業務仕様書」の10ページから12ページをご覧ください。 |
| 7 | 周南市営路外駐車場指定管理業務仕様書 | 12 | 4.5 | (2) | | 清掃業務 | 事業計画書等の質問では、清掃項目の回答がありませんでしたが、「周南市徳山駅前広場等指定管理業務仕様書」には、清掃についての業務内容が記載されています。駐車場部分だけ業務内容の記載(回答)がないことはおかしいので、改めて項目及び回数等の業務内容について、教えてください。 | 各駐車場の清掃業務については、別添3「周南市営路外駐車場指定管理業務仕様書」の12ページ(2)清掃業務をご覧ください。 回数等は指定していません。仕様書の水準を満たす維持管理を求めます。 |
| 8 | 周南市営路外駐車場指定管理業務仕様書 | | | | | その他 | 徳山駅前駐車場管理室内への、電話及びインターネット回線について、「回線所有者は市」との回答がありました。ISDN回線から光回線に変更をすることは可能でしょうか(費用は指定管理者負担)？ | 回線を変更することについて提案いただくことは可能ですが、最終的には協議の上決定します。 |
| 9 | プロポーザル評価委員会ヒアリング実施要領 | 1 | | 3 | | ヒアリング参加者に関する事項 | 申請書類の業務実施体制に記載された統括管理責任者、指定管理その1、その2の管理責任者が主に説明、質疑応答を行うとありますが、それ以外の者(企画提案書作成者等)が変わりに行ってもよろしいでしょうか？ | 申請書類の業務実施体制に記載された統括管理責任者、指定管理その1、その2の管理責任者のいずれかの出席を必須とし、説明、質疑応答についても主に対応するようお願いしています。 その他の方の説明、質疑応答への対応を拒むものではありませんが、この業務では、実際に業務に携わる方のコミュニケーション能力が重要と考えており、このような形としていますことをご理解いただければと思います。 |